

2022年9月9日

保護者の皆様

町田市立山崎小学校

校長 小澤 智幸

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止等の取扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。9月8日に町田市教育委員会から出されました新型コロナウイルス感染症についての通知を基に、下記のとおりご連絡いたします。今回の変更は、国の新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について一部見直しがあったため行うものです。

今後、国や東京都の方針や町田市における感染拡大の状況により、方針が変更される場合には別途通知いたします。内容をご確認いただき、引き続き感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

1 学校への報告について

学校における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、下記の場合については、学校へ速やかに連絡いただき、児童の出席を控えるようお願いいたします。

- (1) 児童・生徒等の感染が疑われる場合（PCR検査を受ける場合、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合など）
- (2) 児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童・生徒等の感染が判明した場合
- (4) 同居のご家族の感染が疑われる場合（PCR検査を受ける場合、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合など）
- (5) 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合
- (6) 同居のご家族の感染が判明した場合

2 出席停止基準について（下線部分追加・変更）

児童・生徒や同居の家族等の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく等の出席停止の措置を取ります。出席停止の期間については、健康管理をしたうえで自宅待機をしてください。

（児童・生徒の場合）

番号	状況	出席停止の措置内容等
①	児童・生徒が感染した場合	・保健所が指定する期間まで <u>（有症状者）</u> <u>発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除を可能。7日目で症状が軽快していない場合、症状軽快時から、24時間経過した場合に解除を可能</u>

		<p>(無症状者(無症状病原体保有者))</p> <p>検体採取日を0日として7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能</p> <p>5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に待機解除を可能。また、6日目の検査で陰性を確認した場合は、6日間経過後(7日目)に待機解除が可能</p>
②	児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に濃厚接触をした日から起算して原則5日間 ・PCR検査等の結果、「陽性」の場合には、①と同様 <p>※抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から出席可能</p> <p>※同居家族等の感染により濃厚接触者となった場合の待機期間については、欄外に記載</p>
③	児童・生徒が発熱等の風邪の症状にある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで(かかりつけ医等が登校すべきでない判断した期間) ・PCR検査等を受ける場合は、受けることが決まった日から、結果が「陰性」と判明するまで ・PCR検査等の結果が「陽性」の場合には、①と同様 <p>※校内で症状が出た場合は、当日は安全に帰宅させ、同様に扱う</p>
④	医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等で重症化するリスクが高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医等の見解を保護者に確認のうえ、校長が承認した場合、主治医等が登校すべきでない判断した期間
⑤	児童生徒が海外から帰国した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国日から原則7日間 <p>※施設待機者については、検疫所が確保する宿泊施設で受けた検査結果が陰性であれば、退所後、登校可能</p> <p>※入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であった場合には、その後は登校可能</p> <p>※その他、国の行う水際対策と同様</p>
⑥	感染症予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防上、保護者が申し出る欠席理由が合理的と校長が判断する場合には、必要とする期間
⑦	児童・生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な期間 ・出席停止とし、接種による早退及び遅刻の場合については、出席扱い
⑧	ワクチン接種後児童・生徒に副反応が出た場合	<ul style="list-style-type: none"> ・症状が治まるまで

※「学校内の活動等で感染が疑われた場合」及び「学校外(学童保育クラブ等)の活動等で児童・生徒の感染が疑われた場合」については、削除となります。

●同居家族等の感染により濃厚接触者となった場合の待機期間

陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は、陽性者の発症等により住居内で感染症対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間となります。

住居内での感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策となります。

※抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から出席可能となります。

（同居の家族等の場合）

番号	状 況	出席停止の措置内容等
⑨	同居の家族等の感染が判明した場合	同居の家族等の感染により、児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合には、②と同様
⑩	同居の家族等が濃厚接触者と特定され発熱等の風邪症状がある場合 ※発熱等の風邪症状がない場合には、出席停止の措置なし	・PCR検査等の結果、同居の家族が「陰性」と判明するまで ・PCR検査等の結果、同居の家族が「陽性」の場合には、⑨と同様
⑪	同居の家族等が発熱等の風邪症状がある場合	・治癒するまで ・PCR検査等を受ける場合は、受けることが決まった日から、結果が「陰性」と判明するまで ・PCR検査等の結果が「陽性」の場合には、⑨と同様

以上の文書をもう一度ご確認いただき、感染拡大防止にご協力をお願いします。

※学校における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ご家庭でのご理解とご協力をいただき、上記事項を遵守するようお願いいたします。

※ご家庭では毎朝お子様への健康観察をお願いします。『感染症予防のための健康観察カード』に体温等を記入の上、保護者印を押印して、お子様に必ず持たせてください。

※学校で体調を崩した場合は、保護者にご連絡させていただきます。速やかにお迎えをお願いいたします。学校からの着信電話があった場合は折り返しのご連絡をお願いします。

※替えのマスクをランドセルに2～3枚入れていただき、汗をかいたときなど取りかえられるように準備をお願いいたします。